

Q 当社では毎年、新規卒者を定期採用していま
す。労働関係法令違反のある事業所からの求
れがありました。この法律で

A 昨春秋、青少
年の雇用の促進
等に関する法律(若者
雇用促進法)が改正さ
れた。この法律で

人は、ハローワークで
不受理になると聞いた
のですが、本当でしょ
うか。その他にも何か
留意事項はあります
か。

法令違反だと求人募集ができない？

は、若者の雇用促進を 新卒者を募集する企
図するため、若者自らが 業に対し、企業規模を
適切な職業選択を行う 問わず、幅広い情報提
ための支援措置や、能 供を行うことを努力義
力を有効に発揮できる 務とし、応募者からの
環境整備を行うとされ 求めがあった場合は①
ています。 募集・採用に関する状
今年3月1日から、 況②労働時間などに関
ハローワークでは一定 する状況③職業能力の
の労働関係法令違反の 開発・向上に関する状
ある事業所からの新卒 況について一つ以上
者の求人申し込みを不 の情報提供を義務付け
受理にすることができ ています。
ます。一般求人まで不 こうした取り組みを
受理になるわけではあ 行う企業を支援するた
りませんが、学卒求人 めに、優良な中小企業
募集には影響が生じる に対する認定制度「ユ
ことになります。 ースエール」事業が始
その他、事業主によ まったほか、若者応援
る職場情報の提供が義 宣言企業に対する幅広
務付けられます。 い周知を行います。

鳥取労働局職業安定部職業安定課 電話 0857-29-1707